

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉圧力容器漏えい検査の準備作業において、原子炉格納容器内に水溜まりがあることが発見された。水漏れが発生した原因は、空気抜き配管にある2つの手動弁を全開状態としていたことから、主蒸気配管内または圧力容器内の満水状態を確認した際に空気抜き配管から多くの水が流れ出たため、排水枡から溢れたことによるものと推定された。今後、当該検査において満水状態を確認する際は、2つの手動弁の一方を少し開けた状態とすることを手順書に反映する	A	11月20日公表済 (PDF162KB)

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（C）メカニカルシール水復水器戻り逃し弁にシートパス（1滴／約6秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
2	2号機	残留熱除去海水系（B）ストレーナ差圧計配管の一部保温材に剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（A）安全弁点検において、弁体に浸食が認められたため、当該弁体を交換	D	
4	3号機	原子炉格納容器内機器ドレンファンネル（011）の上蓋止めネジ（1個）に外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
5	3号機	原子炉格納容器除湿冷却系入口弁（205）開閉試験において、当該系の冷水ポンプグランド部より床面に漏水（約2リットル）が認められたため、対応検討	B	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系ドレン弁（4台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	主復水器細管洗浄装置回収器（B）バイパス弁に開閉不良（全閉にならない）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器冷却機（B）冷媒漏えい確認において、ドライヤ溶接部より冷媒の微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	試料採取系原子炉水PH計点検において、当該検出器内手動切換コックに動作不良が認められたため、当該部を交換	D	
10	6号機	主蒸気配管（クロスアラウンド配管CA-11）内部溶接線の浸透探傷検査において、指示模様（3箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液温水ポンプ（A）用電動機点検において、反負荷側エンドブラケット（軸受ハウジング部）に摩耗が認められたため、当該部を修理	対象外	
12	その他	海生物焼却設備脱臭炉排ガス温度計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで